

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

2024年度 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 算定状況(2024年4月1日 ～ 2025年3月31日)

疾患名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数										1		
	日数										7		
尿路感染症	人数	1	5	1	1	2	1	2	3	1	3	6	5
	日数	7	26	5	5	10	4	12	15	7	17	27	25
带状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数	2	2	1	2	3	1	4	0	1	2	0	1
	日数	10	8	5	14	19	2	24	0	7	12	0	10

【算定要件】

- ① 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等(近隣の医療機関と連携し実施した検査等も含む)が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ③ 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ④ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ) 肺炎(検査を実施した場合に限る)
 - ロ) 尿路感染症(検査をした実施した場合に限る)
 - ハ) 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 二) 蜂窩織炎
- ⑤ 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。